# 労働衛生行政の現状と地域・職域連携について

厚生労働省労働基準局安全衛生部 労働衛生課長 鈴木 幸雄

## 目次

- 1. 労働衛生行政の体系について
- 2. 労働衛生行政の現状について
- 3. 地域保健との連携について

# 1. 労働衛生行政の体系について

## 一労働基準行政の法体系

労働者の労働条件の確保・向上



労働者の安全と健康の確保



労災補償



労働者災害補償保険法

## 労働衛生行政の特徴



- ★労働者の健康の確保
- ◆全国斉一行政

- ◆事業者責任
- ◆労働者:全国で約5,500万人

- ●労働衛生管理体制
- ●労働衛生教育

●健康管理・作業管理・作業環境管理

職業性疾病予防対策

健康確保対策

- ●粉じん障害の防止
- ●物理障害等の予防
- ●有害情報の伝達
- ●化学物質の有害性調査
- ●化学物質へのばく露防止対策

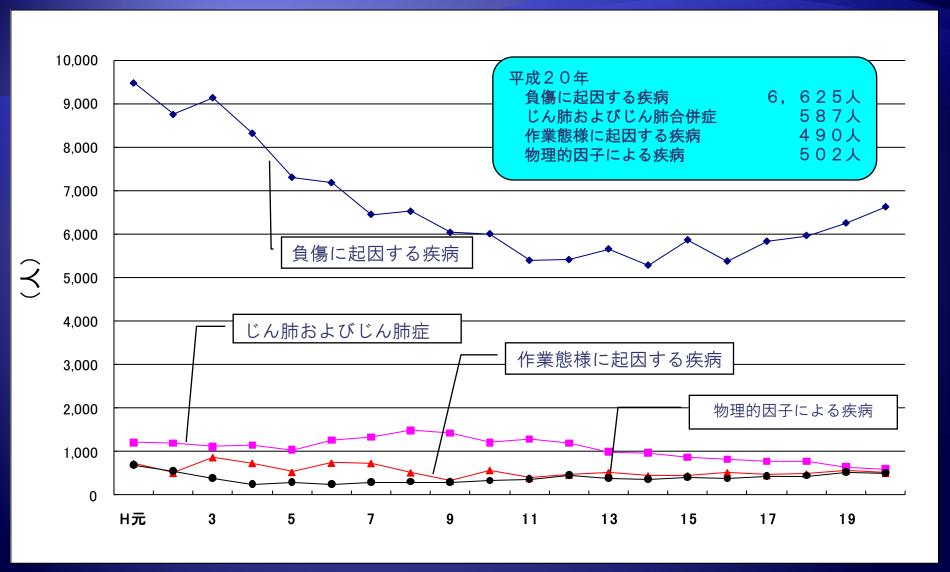
- 健康の保持増進(メンタルヘルス対策・THP)
- 過重労働による健康障害防止(医師による面接 指導)

快適職場形成促進

- 快適職場の普及啓発等
- 受動喫煙防止対策

## 2. 労働衛生行政の現状について

## 年次別業務上疾病者数内訳



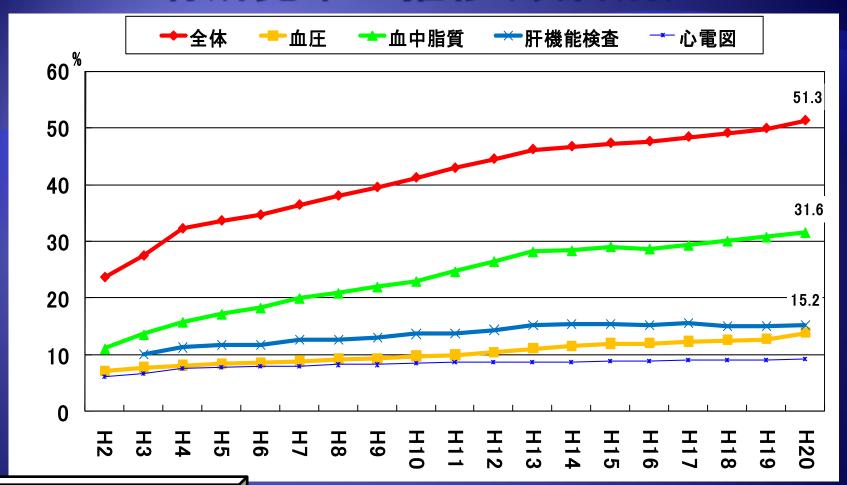
厚生労働省「業務上疾病調」「じん肺健康管理実施結果調」

### 定期健康診断項目(一般)

#### 労働安全衛生規則第44条

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 5 血圧の測定
- 6 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
- 7 貧血検査(血色素量、赤血球数)
- 8 肝機能検査(GOT、GPT、γ -GTP)
- 9 血中脂質検査 (LDLコレステロール、HDLコレステロール、TG)
- 10 血糖検査(ヘモグロビンA1cでも可)
- 11 心電図検査

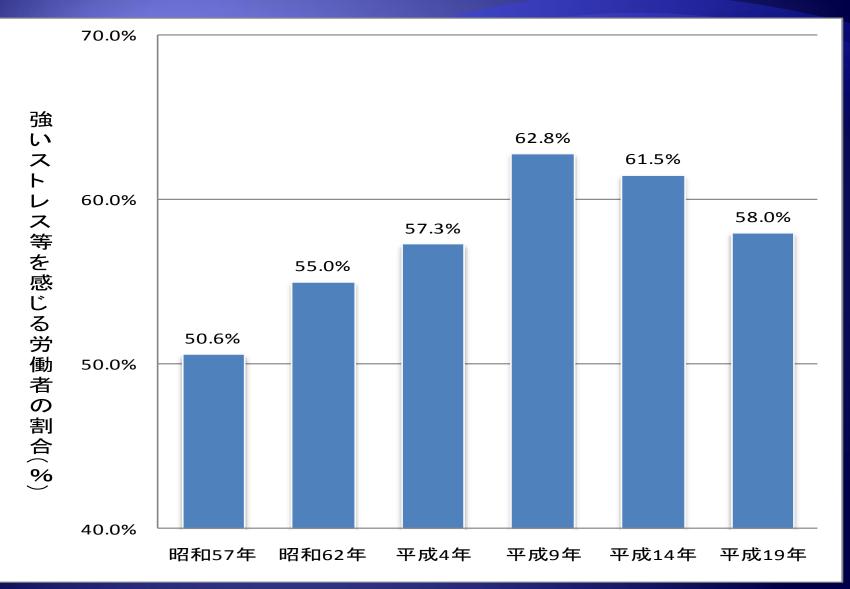
## 有所見率の推移(項目別)



### 11次災防の目標

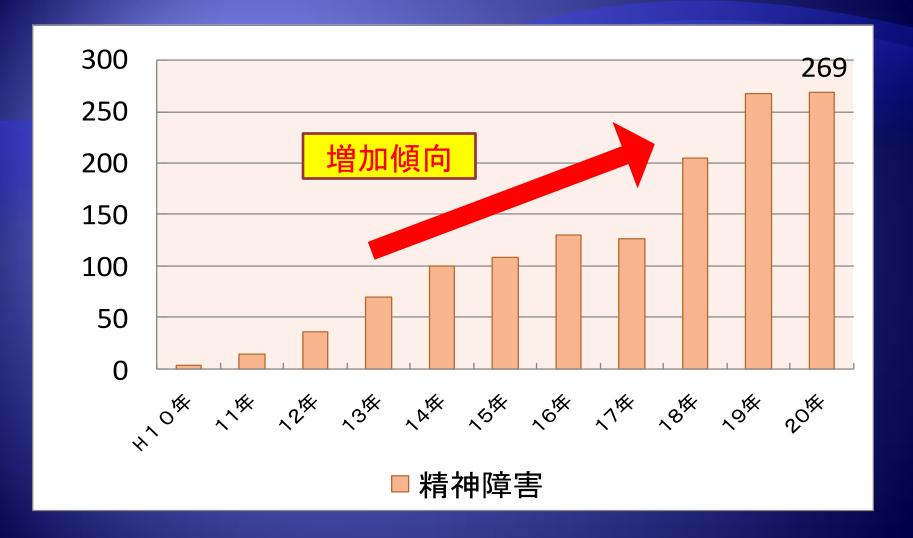
労働者の健康確保対策を推進し、<u>定期健康診断における有所見率の増加</u>傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

## 職業生活での強いストレス等状況



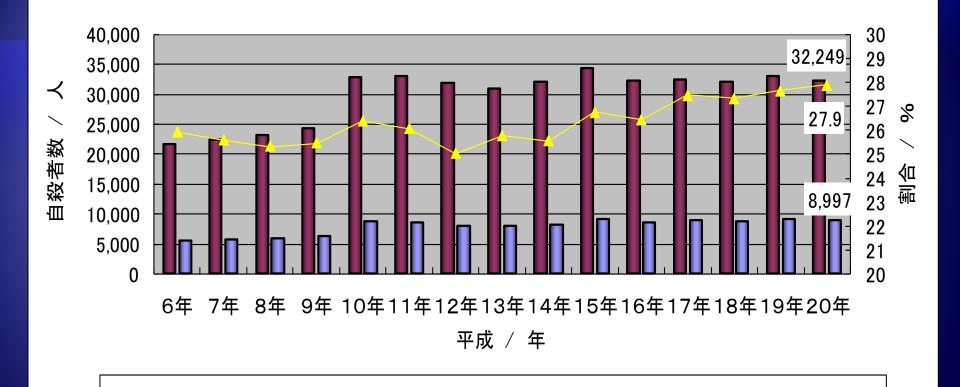
出典:厚生労働省「労働者健康状況調査」(昭和57、62、平成4、9、14、19年)

## 精神障害の労災認定者数の推移



出典:厚生労働省「平成20年度脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」

## 自殺者数の推移



我が国における自殺者数の年次推移

■ 自殺者数(人) うち労働者

1) 資料出所は、警察庁の「平成19年中における自殺の概要資料」

自殺者数(人)全体

- 2) 労働者・・・上記資料における「被雇用者・勤め人」(平成18年までは「被雇用者」と「管理職」の合計)
- 3) 職業分類は、「自営者・家族従事者」、「被雇用者・勤め人」、「学生・生徒等」、「無職者」、「不詳」から単数選択

割合(%) 労働者

## 過重労働・メンタルヘルス対策

- 1. 労働安全衛生法の改正(平成18年4月施行)
  - 〇 長時間労働者に対する医師による面接制度の導入等
  - 〇 衛生委員会等における調査審議事項
- 2. 指針等による対応
  - 〇「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(法第70条の2に基づく公示) の普及
  - 〇「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の普及
  - 〇「職場における自殺の予防と対応」(自殺予防マニュアル)の普及
  - 〇「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の周知徹底
  - 〇「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」による指導

## 過重労働による健康障害防止のための 総合対策

過重労働による健康障害を防止することを目的として、事業者が講ずべき措置 を定めたもの。(平成18年3月策定、平成20年3月一部改正)

- 1. 時間外・休日労働時間の削減
  - 36協定締結時における「限度基準」の遵守
  - 〇 労働時間の適正な把握 等
- 2. 年次有給休暇の取得促進
- 3. 労働時間等の設定改善
- 4. 労働者の健康管理に係る措置の徹底
  - 産業医の選任時の健康管理体制の整備、健康診断及びその 事後措置の実施等
  - 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等
  - 〇 過重労働による業務上の疾病を発生させた場合の原因の究明及び 再発防止の徹底

平成20年4月より小規 模事業場(労働者数50 人未満)も適用

## 労働者の心の健康の保持増進のための指針

労働安全衛生法第70条の2第1項に基づく指針として策定 (平成18年3月31日公示)

#### 骨子

- I 衛生委員会等における調査審議
- Ⅱ 心の健康づくり計画の策定
- Ⅲ 4つのメンタルヘルスケアの推進
- Ⅳ メンタルヘルスケアの具体的進め方
  - (1)教育研修•情報提供
  - (2)職場環境等の把握と改善等々
- V 個人情報の保護への配慮
- VI 小規模事業場における取組の留意事項

## 心の健康づくりの基本的な考え方

### 心の健康づくり計画の策定

セルフケア

ラインによるケア

事業場内産業保健スタッフ等によるケア

地域との連携

事業場外資源によるケア

- ○事業者による
- ・計画の策定と実施
- 〇労働者による
- ストレスへの気づき
- ストレスへの対処等
- 〇管理監督者による
- ・職場環境等の改善
- 個別の相談対応
- 〇産業医・衛生管理者等による

職場環境等の改善 個別の相談対応

ラインによるケアへの支援

管理監督者への教育研修

- 〇事業場外資源による
- ・直接サービスの提供
- ・支援サービスの提供
- ネットワークへの参加

## 改訂版「心の健康問題により休業した 労働者の職場復帰支援の手引」

#### 1. 職場復帰支援の流れ

- <第1ステップ> 病気休業開始及び休業中のケア
- <第2ステップ> 主治医による職場復帰可能の判断
- <第3ステップ> 職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成
- <第4ステップ> 最終的な職場復帰の決定
- <第5ステップ> 職場復帰後のフォローアップ
- 2. 管理監督者及び事業場内産業保健スタッフ等の役割
- 3. プライバシーの保護
- 4. その他職場復帰支援に関して検討・留意すべき事項

## 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

#### 事業場における基本的取組事項

- ○衛生委員会等での調査審議
- ○事業場内体制の整備 (事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任)
- 〇教育研修の実施
- ○職場環境等の把握と改善
- ○不調者の早期発見・適切な対応
- 〇職場復帰支援

「労働者の心の健康の保持増進の ための指針」(平成18年公示第3号) に基づく取組の促進

#### <21年度実施事項>

- I 都道府県労働局・労働基準監督署による 事業場に対する指導等の実施
- - 〇 職場のメンタルヘルス対策の周知や情報の提供
  - 職場のメンタルヘルス対策・職場復帰支援に関する相談対応
- 〇 職場のメンタルヘルスへの取組に対する支援
- メンタルヘルスケアの相談機関、支援機関等の事業場外資源 の紹介等
- 関係行政機関等とのネットワーク形成等

#### Ⅲ その他メンタルヘルス対策の実施

- メンタルヘルス対策の取組を促進するための資料 (事例集、セルフケア資料等)の作成・配布
- メンタルヘルス教育研修担当者の育成研修の実施
- 〇 改訂版「職場復帰支援の手引き」の周知
- 産業医、精神科医に対する研修の実施
- 〇「職場における自殺の予防と対応」の周知
- メンタルヘルス・ポータルサイトの開設

等

Ⅳ 関係機関(地域)等との連携

## メンタルヘルス対策支援センターの概要

#### <u>1. 趣旨·目的</u>

- 〇 地域における職場のメンタルヘルス対策の中核的組織として全国47都道 府県に設置
- メンタルヘルス不調の予防から復職支援まで職場のメンタルヘルス対策を 総合的に支援

#### 2. 事業内容

- 〇 事業者、産業保健スタッフ等からの相談対応
- 事業場への訪問指導の実施
- 相談機関の登録・公表、事業場への紹介等の実施
- 事業者、産業医、主治医、相談機関、行政機関等の間のネットワークを構築

## 事業場支援 (事業場の心の健康づくりアドバイス)

メンタルヘルス対策を計画的に推進しようとする事業場の心の健康づくり活動を国が支援し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針)に基づいたメンタルヘルス対策の普及・定着を図る。

#### \_\_\_\_ 支援の申込み

#### 事業場

支援の実施

支援専門家 (医師、産業カウンセラー、 臨床心理士等)

> ※申し込みに基づき専門家を 事業場に派遣し支援

中央労働災害防止協会安全衛生サー ビスセンター及び都道府県労働基準協 会(連合会)等

#### 〇支 援 内 容

- •現状の把握と評価
- 方針及び計画の策定、体制の整備
- ・教育・研修の企画・実施サポート
- ・職場環境等のチェックと改善
- •職場適応•職場復帰支援
- 事業場外資源の活用

等

## 当面のメンタルへルス対策 <個別指導等と支援とのフロー>

都道府県労働局· 労働基準監督署

個別指導等

⑥ 取組状況の報告② 「センターへ連絡

① 指導 + 「センターの活用」 の促進 ③センターの支援を希望する 事業場を連絡 (参考様式) メンタルヘルス対策 支援センター

支 援

すること」の了解

④ 支援の 実施 ⑤取組状況 の把握

取組

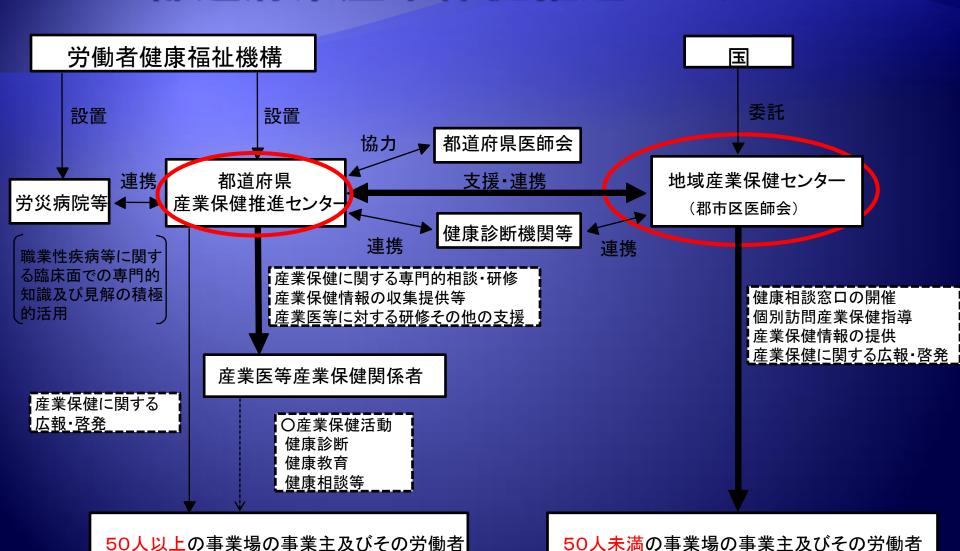
事業場

# 3. 地域保健との連携について

## 事業場規模別にみた労働衛生の現状

小規模事業場 中~大規模事業場 (50人未満) (50人以上) 選任義務なし 産業医 選任義務あり 安全衛生推進者 安全管理者 労働衛生 管理体制 衛生推進者 衛生管理者 総括安全衛生管理者 健康診断 実施義務あり 実施義務あり 報告義務なし(定期健診に限る) 報告義務あり 実施率、受診率は低い 実施率、受診率は高い 実施状況は低調傾向 事後措置 実施状況は比較的よい

## 地域産業保健センター 及び 都道府県産業保健推進センター



## 連携について検討する際のポイント(案)

#### 1. 組織間の連携のあり方

- OITの活用等による情報共有の徹底
- 〇必要な業務(事例)について同時に関わること

#### 2. 個人に着目したシステムの可能性

- 〇メタボ&脳・心臓疾患対策に係る定期健康診断と特定健康診査
- ○職場復帰対策における、休業開始から地域の機関等へのつなぎ

#### 3. 双方のサービスの量的充実と補完機能

〇エビデンスに基づく合理的な数値目標と戦略

#### 4. 責任体制の明確化

○誰がどのような目的で連携を推進するのか

#### 健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係

#### 〔健康增進法第25条〕

#### 〔労働安全衛生法〕

目 受動喫煙による健 的 康障害防止 措 置 施設を管理する者に、

努力義務

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書

基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき。

目 健康障害の防止 的

> 労働安全衛 生規則 第3編 衛生 基準

措置

事務所衛生基 準規則 (事務所の環 境管理)

受動喫煙の防止について、 規定なし 快適な職場環境の形成

職場における喫煙対策のため のガイドライン

- ・喫煙室を設ける場合、可能な限 り非喫煙場所にたばこの煙が漏 れない喫煙室を推奨
- ・喫煙室等へ向かう気流の風速 を0.2m/s以上、職場の浮遊粉じ んの濃度を0.15mg/m<sup>3</sup>以下とする

施 官公庁 学校、体育館、病院、劇場、鉄道 駅、事務所、飲食店、旅館等 ・利用者、学生 ・事業者 ・職員等 ・労働者等

事務所、工場、作業場

- •事業者、労働者
- 関係会社の労働者等